

様式第一 (第三条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称  
代表者の氏名  
設計者氏名

東京都千代田区●●町  
1-2-3  
●●株式会社  
代表取締役社長  
建築 エネ夫  
設計 太郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ タ`化ヨウトリシマリヤクシヤチョウ ケンチケネ夫  
 【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫  
 【ハ. 郵便番号】 123-4567  
 【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3  
 【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認（建築士又は行政書士）

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 設計 太郎  
 【ロ. 勤務先】 株式会社 環境省エネ建築士事務所  
 【ハ. 郵便番号】 234-5678  
 【ニ. 住所】 東京都新宿区●●町2-3-4  
 【ホ. 電話番号】 03-2345-6789

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号  
 【ロ. 氏名】 設計 太郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号  
 【ニ. 郵便番号】 234-5678  
 【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4  
 【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇号  
 【ロ. 氏名】 建築 四郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 〇〇号  
 株式会社〇〇設計  
 【ニ. 郵便番号】 100-8888  
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇  
 【ヘ. 電話番号】 03-5253-〇〇〇〇  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設備図書一式

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 〇〇号  
 【ロ. 氏名】 構造 五郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 〇〇号  
 株式会社〇〇構造設計  
 【ニ. 郵便番号】 100-8888  
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇  
 【ヘ. 電話番号】 03-5253-〇〇〇〇  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

申請済 ((株) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区 )  
未申請 ( )

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3	建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合していることを確認
【2. 敷地面積】	412.36 m <sup>2</sup>	
【3. 建築面積】	329.12 m <sup>2</sup>	
【4. 延べ面積】	1,550.94 m <sup>2</sup>	
【5. 建築物の階数】	(地上) 5 階 (地下) 1 階	
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物	
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造	
【9. 該当する地域の区分】	6 地域	
【10. 工事着手予定年月日】	2025年9月1日	
【11. 工事完了予定年月日】	2027年4月1日	
【12. 備考】		

(第四面)

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能（P102の参考様式参照）

【1. 非住宅部分の用途】 事務所

【2. 建築物の住戸の数】

建築物全体 13 戸

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(1,550.94 m <sup>2</sup> )	(1,550.94 m <sup>2</sup> )	(1,475.34 m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】 全体	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
増築部分	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】 全体	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
改築部分	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )

(BEIの基準値 )

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

(BEIの基準値 )

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))  
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

- 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

・「床面積」は確認申請書と整合させること  
・「開放部を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

(第四面つづき)

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

- ・一次エネルギー消費量基準：住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

【ニ. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準  
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )  
(BEIの基準値 )

- ・第1条第1項第1号イの基準：標準入力法
- ・第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法
- ・大臣が認める方法：BEST省エネ基準対応ツール
- ※【イ】において同じ

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準  
BEI ( 0.7 )  
(BEIの基準値 0.8 )

- ・第1条第1項第2号イ(1)の基準：標準計算
- ・第1条第1項第2号イ(2)の基準：仕様基準
- ・大臣が認める方法：誘導仕様基準
- ※【ロ】【ハ】において同じ

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

- ・第1条第1項第2号ロ(1)の基準：標準計算
- ・第1条第1項第2号ロ(2)の基準：仕様基準
- ・大臣が認める方法：誘導仕様基準
- ※【ロ】【ハ】において同じ

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )  
基準一次エネルギー消費量 846,101 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 765,230 GJ/年  
BEI ( 0.9 )

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【備考】  
住宅において計画書の作成が必要となるのは、次のいずれかの場合

- ③ 仕様・計算併用法(外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法)を行う場合
- ④ 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合

※外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準適合させる場合は、計画書作成・省エネ適判が不要

(第四面つづ)

- ・一次エネルギー消費量基準：複合建築物全体（住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計）が省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

基準省令第1条第1項第3号ロの基準  
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

(BEIの基準値 )

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

【5. 備考】

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	401
【2. 住戸の存する階】	4 階
【3. 専用部分の床面積】	62.50 m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P104 の参考様式を参照)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 0.65 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 0.87 W/(m<sup>2</sup>・K))

冷房期の平均日射熱取得率 1.4 (基準値 2.8 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 63,812 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 57,186 GJ/年

BEI ( 0.9 )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項 (801)

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する措置

1) 屋根又は天井 (該当箇所無し)

- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱
- 充填断熱 外張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率 ( ) W/(m<sup>2</sup>・K)

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P104の参考様式を参照)

2) 壁

- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
- 充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率 ( ) W/(m<sup>2</sup>・K) 熱抵抗値 ( 1.1 (m<sup>2</sup>・K)/W)

該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認する断熱性能を記載

3) 床

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
- 充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率 ( ) W/(m<sup>2</sup>・K) 熱抵抗値 ( ) (m<sup>2</sup>・K)/W

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
- 充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率 ( ) W/(m<sup>2</sup>・K) 熱抵抗値 ( ) (m<sup>2</sup>・K)/W

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱性能】 熱貫流率 ( ) W/(m<sup>2</sup>・K) 熱抵抗値 ( ) (m<sup>2</sup>・K)/W

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱性能】 熱貫流率 ( ) W/(m<sup>2</sup>・K) 熱抵抗値 ( ) (m<sup>2</sup>・K)/W

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ( 2.33 W/(m<sup>2</sup>・K) )

【日射遮蔽性能】

- 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率 )
- ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率 )
- 付属部材
- ひさし、軒等

開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載

RC造等において、構造熱橋部の断熱補強する必要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と熱抵抗値を記入

6) 構造熱橋部

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱性能】 断熱補強の範囲 ( 600 mm) 断熱補強の熱抵抗値 ( 0.6 (m<sup>2</sup>・K)/W)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ( 入居者設置 )  
効率 ( )

【冷房】 冷房設備 ( 入居者設置 )  
効率 ( )

【換気】 換気設備 ( ダクト式第三種換気設備 (ダクト径 100φ) )  
効率 ( )

【照明】 照明設備 ( 非居室にLED照明設置 )

【給湯】 給湯設備 ( ガス潜熱回収型給湯器 )  
効率 ( モード熱効率 82.5% )

設置する各設備の仕様を記載  
入居後に設置予定の設備については「入居者設置」等と記載

2. 備考

建築物に関する事項（第四面集約版）（参考様式）				
【1. 非住宅部分の用途】	事務所	( 08470 )	( )	( )
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体	13	戸	
【3. 建築物の床面積】		( 床面積 )	( 開放部分を除いた部分の床面積 )	( 開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積 )
【イ. 新築】		( 1,550.94 m <sup>2</sup> )	( 1,550.94 m <sup>2</sup> )	( 1,475.34 m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	増築部分	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	改築部分	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【4. 建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類) <input checked="" type="checkbox"/> 【イ. 非住宅建築物】 <input type="checkbox"/> 【ロ. 一戸建ての住宅】 <input type="checkbox"/> 【ハ. 共同住宅等】 <input type="checkbox"/> 【ニ. 複合建築物】 (適用した基準) ・非住宅部分 <input type="checkbox"/> ・基準省令第1条第1項第1号イの基準（標準入力法） <input checked="" type="checkbox"/> ・基準省令第1条第1項第1号ロの基準（モデル建物法） <input type="checkbox"/> ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) ・住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> ・基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準（標準計算） <input checked="" type="checkbox"/> ・基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準（仕様基準） <input type="checkbox"/> ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> ・基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準（標準計算） <input checked="" type="checkbox"/> ・基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準（仕様基準） <input type="checkbox"/> ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) <input type="checkbox"/> ・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第2号 )			
一次エネルギー消費量集計表				
非住宅部分のBEI	設計一次エネ	基準一次エネ	その他エネ消費	BEI
基準値 ( 0.8 )	[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9
② 住宅共用部				
③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7
合計 (①~③)	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8
外皮性能集計表				
外皮基準適合戸数	13 戸			
外皮基準値	基準U <sub>A</sub> 値 ( 0.87 )	基準η <sub>AC</sub> 値 ( 2.8 )		
外皮設計値	設計U <sub>A</sub> 値 ( 0.52 )	~ ( 0.67 )		
	基準η <sub>AC</sub> 値 ( 1.2 )	~ ( 1.8 )		

住戸に関する事項（第五面共同住宅等集約版）（参考様式）

## ① 住戸部分（標準計算）

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】 [階]	【3.専用部分の床面積】 [㎡]	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等通しての熱の損失の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
					[W/㎡・K]	[-]		[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
1	A	301	3	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
2	B	302	3	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
3	C	303	3	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
4	D	304	3	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
5	F	305	3	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
6	A	401	4	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
7	B	402	4	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
8	C	403	4	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
9	D	404	4	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
10	F	405	4	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
11	G	501	5	75.18	0.67	1.8	○	66,905	68,909	17,431	1.0
12	H	502	5	80.50	0.55	1.6	○	68,817	70,764	18,228	1.0
13	I	503	5	75.18	0.67	1.8	○	66,950	68,906	17,431	1.0
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											